

平成 16 年 5 月 19 日

## 証券会社の個人情報の取扱いについて

### 1. 個人情報の入手

#### (1) 顧客カードの整備

- ・取引口座開設時に、申込書に顧客自身が記入。

#### (2) 内部者登録の整備

- ・外部より、上場企業の役員・大株主等に関するデータを購入。

### 2. 情報の保護

#### (1) ポリシー等

コンプライアンスの基本方針

- ・法令遵守
- ・私利追求の禁止
- ・守秘義務

情報セキュリティ・ポリシー

個人情報保護に関わる諸規則

- ・情報システムに関する規程
- ・顧客情報管理に関する規則
- ・インターネット等の利用ガイドライン

#### (2) 情報セキュリティに関する体制

役員レベル

- ・情報セキュリティ統括責任者（代表執行役）の設置。
- ・情報セキュリティ委員会の設置。（情報セキュリティ統括責任者を補佐する機関）

部店の管理

- ・部店長が業務管理者と連携して行う。
- ・システムの運営管理は、部店長の任命によるシステム管理者が行う。

事故報告

- ・システム等の障害については、主管部より金融庁及び協会に報告。
- ・情報の漏洩等、協会規則違反となるものについては、主管部より協会に報告。

#### (3) 社員への周知・徹底、教育、啓蒙活動

文書による周知

- ・担当執行役あるいは主管部より、全店に文書を発信することにより周知・徹底を図るもの。

営業部店における勉強会

- ・毎月 1 回、各営業部店において共通の教材で、営業社員の勉強会を開催。
- ・顧客情報の取扱いの注意点をテーマに取り上げる。（平成 14 年 6 月）

社内のホームページ

- ・社内PC掲示板において、情報セキュリティ委員会 Web として、情報セキュリティに関するホームページを設置。

(4) 第三者提供・情報共有・外部照会

第三者提供

- ・第三者へは原則情報を提供しない。
- ・第三者の委託に際しては、契約書に守秘義務条項等の項目を入れる。

グループ間情報共有

- ・非公開情報のグループ会社間の共有については、必ず、あらかじめ顧客から同意書を受け入れる。

外部照会

- ・外部からの照会に関しては対応マニュアルを作成し、営業部店に備置。
- ・全店で統一的な対応を取る。

(5) システム等の具体的施策

登録

- ・顧客カード等の顧客情報は、B P R 環境 ( Business Process Re-engineering ) に登録。

印刷

- ・顧客情報システムに登録された内容のうち、一部のみ印刷可能。
- ・システムにより、印刷可能な者を制御。
- ・プリントサーバーのログ記録により印刷者を特定。
- ・印刷は、業務上必要な場合に限定。コピーは禁止とし、必要部数を印刷。

印刷物の社外持ち出し

- ・顧客情報を印刷物として社外へ持ち出すことは原則禁止。例外的に持ち出す場合は、管理者の検印が必要。
- ・顧客の請求により引き渡す場合は、「交付申請書」を受け入れて交付。

外部アクセス

- ・B P R 環境は、インターネット・メール等により外部へアクセスできない。
- ・外部とのアクセスが可能な i ネット環境との接続は原則不可。
- ・B P R 環境において、フロッピーディスク・CD-ROM の利用は禁止。( 主管部の承認により例外的に可能。 )

インターネット・メールにおける保護 ( i ネット環境 )

- ・インターネット・メールは、部店内で定めた B C C 確認者にも自動的に送信。
- ・社外とのすべての送受信メールはデータセンタに保存。

以 上